

Title	山東問題、五四運動をめぐる日中関係
Sub Title	Sino-Japanese relations concerning the Shantung question and the May fourth movement
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1970
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.43, No.1 (1970. 1) ,p.215- 234
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	英・藤原教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19700115-0215

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山東問題、五四運動をめぐる日中関係

池 井 優

は し が き

五四運動の展開が、パリ講和会議による山東問題の処理を発端とすることは今更いうまでもないことである。従来、山東問題の処理をめぐる日華間の交渉については、外交史の諸先学によつて既に数多くの研究が発表されて居り、⁽¹⁾ここで再び講和会議における山東問題に関する交渉の過程を詳述したり、日本がドイツの所有していた山東權益を継承することを列国が承認し、それに不満の学生をはじめとする中国民衆がデモを行い、五四事件となり、いわゆる五四運動の導火線となつたと、中国代表団が国内世論のつき上げによつて講和条約調印を拒否して帰国するに至つた経過などを述べたりするのは、本稿の意図するところではない。

むしろ、(一)それ程まで紛争の種となつた山東の權益は日本にとつていかなる意味があつたのか。(二)山東問題の交渉に當つて日本側は中国側の激しい反対を予想していたのか。(三)五四事件に象徴される排日運動と中国ナショナリズムを日本はいか

に受け取つたか。(四)また日本と英、米、仏等列国の対中国政策との関連はどうか。さらには、(五)五四運動は日中関係を転換させるフアクターとなつたか、ならなかつたとすれば、それはいかなる理由によるものか、を中心に論じて行きたい。

(1) 田村幸策『最近支那外交史』(上)(昭和一三年 外交時報社)九二七ページ以下 鹿島守之助『日本外交史』(昭和四一年 鹿島研究所出版会)二六ページ以下 小林竜夫『バリ平和会議と日本の外交』(神川先生還暦記念『近代日本外交史の研究』昭和三一年 有斐閣 所収) 英修道『山東問題の解決に関する日華交渉』(慶應義塾大学『法学研究』三三卷二号 昭和三五年) 王芸生『六十年來中國与日本』第七卷(民国二三年 天津公報社)二三八ページ以下。

一

まず山東地方は日本にとつていかなる価値を持ち、それがいかなる形で日本の権益となつたかを論じて見たい。日本はバリ平和会議が開催される時点ですでに山東地方に関して三つの条約上の根拠を獲得していた。その一は、一九一五年のいわゆる二一ヶ条約の山東条項である。それは大体次のように規定している。

山東省ニ関スル条約

第一条 支那国政府ハ独逸国カ山東省ニ関シ条約其ノ他ニ依リ支那国ニ対シテ有スル一切ノ権利益讓与等ノ処分ニ付日本国政府カ独逸国政府ト協定スル一切ノ事項ヲ承認スヘキコトヲ約ス

第二条 支那国政府自ラ芝罘又ハ竜口ヨリ膠濟鉄道ニ接続スル鉄道ヲ敷設セムトスル場合ニ於テ独逸国カ煙濰鐵道借款權ヲ放棄シタルトキハ支那国政府ハ日本国資本家ニ対シ借款ヲ商議スヘキコトヲ約ス

第三条 支那国政府ハ成ルヘク速ニ外国人ノ居住貿易ノ為自ラ進ミテ山東省ニ於ケル適當ナル諸都市ヲ開放スヘキコトヲ約ス

その二は、一九一七年二、三月、イギリス、フランス、ロシアなどが来るべき講和会議で日本の山東に対する要求を支持す

ることを確認した文書である。まずイギリスは日本の第一次大戦参加、特にその艦隊の地中海派遣の代償として、来るべき講和会議において山東と赤道以北のドイツ領諸島に対する日本の要求を支持することを保障し、⁽¹⁾フランスは日本が中国の対独参戦を支持するのと引換えに講和会議における日本の要求を支持することを約し、⁽²⁾さらにロシアは三月五日、同様のことを日本に約し、⁽³⁾イタリーも外相が口頭でその件に關しては異議がないことを申し入れたのであつた。⁽⁴⁾

その三は、一九一八年九月の山東省諸問題並濟順、高徐兩鐵道に關する交換公文である。⁽⁵⁾本交換公文中に五四運動の際學生を悲憤慷慨させた中国側の「欣然同意」の一句があつたことは言うまでもない。

以上によつて、日本は山東省におけるドイツ權益を継承するための法的地位を、中国、および革命が発生したロシアを除いて英、仏、伊から一応獲得したのであつた。

さて第一次大戦勃発前、膠州灣租借地、濟南等に居住する日本人は四五〇名に過ぎなかつたが、大戦勃発後は急速に増え、一九一八年一月の調査では二万五〇四三名を数え、四年間で約五〇倍となつたことが知られる。その詳細は次頁の表のようであるが、七四%約一万八七〇〇人が青島付近に居住していたことが知られる。一九一七年末の日本の青島守備軍民政部の表現によれば「堅実なる我國資本家は將來の危険を顧みず、此地の事業に大胆なる放資をなさんとするに至り、ビール醸造、牛皮、製塩、卵粉、骨粉、セメントの製造及綿糸紡績等諸種の偉大なる工業統々勃興し、其投資額は各種工場の建築及初期事業のみにて今日既に一千万円以上の巨額に上り民政の施行は商工業の勃興に一層の氣勢を加えたるを以て、目下工事中の諸工場が来年（一九一八）春夏の交に当り竣功する曉に於ては、青島の近郊は実に一大工業地に豹変すべき偉觀を呈するに至れり」といふ。⁽⁶⁾

山東權益の中心をなすものは、膠州・濟南を結ぶ膠濟鐵道であつた。膠濟鐵道は、華北、華中の物資の集散に重大な役割を果たし、また日本の管理下に入つてからは、下級職まで日本人職員が雇用され、また日本軍が沿線各地を占拠していた。

以上に述べた山東における日本の地位を、当時の中国の一雑誌は青島を中心に次のように要約している。「青島は最良の軍港であり、朝鮮と相對している。南は段祺瑞一派が新しく締結した高徐線（高密—徐州）によつて江蘇・安徽二省を脅かし、西は膠濟鐵道で津浦鐵道の要衝を扼し、更に日本人と訂約した濟順鐵道（濟南—順德）は將來北部を横断して、京漢鐵道の死命を制する。北には煙濰鐵道の約款があり、煙台は旅順と相接し、旅順は日本海軍の重要根拠地であるので、一旦事

青島附近		18,678
内	軍人	408
	文官	937
	農業	25
	營業	2,153
	醫業	113
	種職	819
	工業	1,013
	職(含家族)	2,361
	無職	10,849
(大正7年1月1日調)		
山東鐵道沿線		6,365
内	軍人	301
	文官	594
	營業	1,261
	醫業	75
	種職	263
	工業	102
	職(含家族)	856
	無職	2,883
(大正7年1月1日調べ)		

外務省通商局『在支那本邦人進勢概覽』
(第2回) (大正8年7月)

あれば、日本は渤海灣を封鎖し、北京を死囚とし南北の連絡を断ちうる⁽⁷⁾。以上述べたことから判断しうるように、経済的にも、戦略的にも極めて重要な山東權益に対して、日本が異常な関心を持ち、来るべき講和會議において少しでも自國に有利な解決を図ろうとしたのは当然であつた。

- (1) 外務省編『日本外交文書』大正六年第三冊六七六文書、六七八文書。
- (2) 同右六八二文書。
- (3) 同右六八三文書。
- (4) 同右六九五文書 H. B. Morse, H. F. MacNair, Far Eastern International Relations, (1931, Cambridge, Mass.) p. 592.
- (5) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上四六三—四六四ページ。
- (6) 青島守備軍民政部 秋山権之助意見書 (大正六年二月二〇日)。
- (7) 『五四愛國運動資料』所収、龔振共編 青島潮一一頁。

日本では、ドイツが連合国に降伏する約一カ月前日本最初の政党内閣が原敬のもとに成立した。原内閣は寺内前内閣の援段政策が中国の内争を激化し、列国の猜疑を招いたことを考慮し、对华不干渉、列国協調方針を宣明した。当時、中国の政情は依然として南北対立のままであり、内紛が絶えなかつたから、一九一八年二月二日、日本は、英、米、仏、伊の諸国と共同して北京および広東政府に対して南北妥協の勧告書を交付した。これは日本の援段政策の放棄を如実に示したもので、对华外交の大きな転換と見られた。原は日本の目的達成の手段として对华政策の変更を考えたのであつた。すなわちパリ會議で日本の行ふ山東問題をはじめとする要求が北京政府の代表によつて承認されても、中国が南北に分れて対立している限り、南方政府がこれに反対することもあるとして、南北妥協を勧告したのである。また、戦後列強の目がヨーロッパから再び極東に転ぜられた際、英、米をはじめとする列強の動向を無視して对华政策は行い得ないとの判断の下に国際協調主義を打出したのであつた。更に国内対策として、原は寺内内閣時代に外交および国防を政争の外に置くために設定された「外交調査会」で十分討議を尽すとともに元老山梶の諒解をとりつける工作も⁽¹⁾行つた。

さて講和會議に臨むに當つて日本の要求の対象は、山東問題の解決と赤道以北の旧独領南洋諸島の処分が主であり、他の問題については大勢に順応して態度を決しようとしていた。特に山東問題については要求の主眼は山東鐵道と嶺山であり、特に鐵道の重要性は田中陸相の言を借りて言えば「山東鐵道ノ如キ我帝國ノ利害ニ密接重大ノ關係アルモノニ對シテハ出來得ル限り有利的手段ヲ以テシカ徹底ヲ図ラサルヘカラス、該鐵道ニシテ万一我帝國ノ掌中ニ歸屬セサルノ結果ヲ生セン乎、是レ我帝國ハ山東全部ヲ拳ケテ之ヲ失フコト、ナリ前途我帝國ノ威力ヲ伸長スヘキ動脈ヲ喪失スル次第ナレハ如何ナル手段ヲ尽シテモ我帝國ハ之ヲ獲得セサルヘカラス⁽²⁾」というものであつた。日本は山東問題に対しこのように相當の覺悟を有して

いたが、同時にパリ講和会議に出席の途中日本に立寄る中国側首席全権陸徵祥に対し内田外相から万一の誤解を避けるため、懇談することになった。章駐日公使からも「せめて山東問題の事丈でも歩調を一にしたい」との申し入れに対し内田外相は陸徵祥と会見したが、その内容は、内田の外交調査会における報告によれば、陸は今回渡欧するについては万事日本と行動を共にするため予め打合せをするために来訪したと述べ、青島還付については、内田の「還付の事は誠実に履行する積りであり、完全に獲得した後にそれを行うから、中国が余計な挙動を為さざる限り日本は宣言通り実行するであろう」という回答に対し陸も同意したという⁽³⁾。しかし当時仲介の勞に当つた西原亀三によれば、中国側は不本意ながら同意したのであった。中国側は「青島はただ還付するというだけでなく、還付後これを中国の軍港とするということまで自分(章公使)と後藤前外相との間にとりかわした日支秘密協定当時に、講和会議以前に協定するという了解があつた。……」と訴えたのであるが、内田外相は「そのようなことは一切聞いていない。日本は大正四年の取り極めを根拠とする」旨述べて、これを拒否したのであつた⁽⁴⁾。

このようにして、日本政府は山東問題については前述の三つの法的基礎に加えて、中国の首席全権の「同意」を得て、問題解決に対しては十分自信を持つていた。日本全権団もパリ到着に当つて山東問題については、すでに日華間に取極めが成立しているから、講和会議において、この取極めの趣旨に則り、日華両国全権が提携して山東問題の処理に当たることを声明した程であつた。よつてパリ会議が実際に開催されるまで、日本は中国側が反対するとは予想だにしなかつたのであつた。日本側としては思わぬ誤算は次の点であつた。その一つは全権団の構成から来る反対であり、他の一つは海外留学生、大学生をはじめとする中国青年層の反対であつた。当時中国においては中国の参戦問題を契機として、北京の北洋軍閥政府に対して、広東に孫文を大元帥とする軍政府が組織されていたから、公然たる内戦が続けられていた。しかも北方派内では直隸派と安徽派が対立し、南方でも広東派と広西派が抗争した。中国の政治、外交は軍閥の離合集散の度に動揺し、彼らは

党派や箇人の権力闘争に對外問題を利用した。このような内政の混乱の中に終戦を迎えた北京政府は明確な講和對策を持つていなかった。一九一八年九月、徐世昌が大總統に就任すると、列国の勸告もあり彼は、南方に對し和平會議の開催を呼びかけた。一九二〇年二月、上海で開催された和平會議で南方派は、日華密約の取消及密約締結關係者の処罰などの条件を提出した。このように南方派が外交問題を取上げて北方派攻撃の材料とし、民間も北洋軍閥が中国を日本に売渡したといつて北京政府に深い疑惑と激しい批判を向けている一方、講和會議の全權団は、混成チームとして北方派から外交総長陸徵祥、駐米公使顧維鈞、駐英公使施肇基、魏宸組、南方派から王正廷、伍朝枢によつて編成された。陸徵祥は首席全權であつたが、南方派代表によつて制約を受け、また同じ北方派でも顧はアメリカのコロンビア大学の出身であり、南方派の王もエール大学を卒業し、欧米式教育を受けたヤング・チャイナの代表として陸の意見にさからつて自己の信ずることを行動に移したのであつた。日本側が陸徵祥との密約によつて安心していたのは、判断が甘かつたといわざるを得ない。また中国の民衆の動きについて、日本側は考慮するところがなかつた。日本の政治家は、中国は軍閥や政客を相手に取引きすることが最も必要であるとの考えを抱いていた。それは原敬の寺内との會談の内容にも示されている。「……我國の利害より打算せば支那は文明国にならずとも富国強兵にならずとも差支なき事なり。又實際富国強兵とならば果して我に好感情を有すべきや、支那人の氣風としては覚束なき事なり、而して又富国強兵になるものとするも此數十年間に到底成功すべき事実とも思はれざれば、支那に對しては國際辭令は依然たるべきも、我に於ては大概見切を立て置くこと肝要なり……」。「支那の内部は表面統一を勧誘するも實際統一出来ずとも可なり。要は我國を敵視する悪感を起さしめざる事に注意せば、彼等の間の争は少々ありたりとて我に害なきのみならず、其間隙に乗じて我利益を収むる事を努むべし、大隈内閣は計茲に出でず、南方を教唆するかと思へば北方を助け、彼らに争乱を起さしめ其結果支那人より反感を受け列国より猜忌せられたるなり。今後茲に注意して表面の處理と内部の決心を定むべし……」。

パリ平和会議に臨むに当つて、山東問題に対する日本の世論はどうであつたらうか。当時の大新聞によつて識者の考えを探つて見よう。勿論大多数は、山東の權益をドイツから継承することは条約上正当であるとし、その主張をパリで貫けといふものであつた。例えば当時日本の代表的な経済新聞であつた「中外商業新報」は、山東問題に対する日本の要求が容認されない場合には、イタリーの例にならつて会議を断然脱退すべきことを示唆し、参戦の犠牲に対する報酬を全面的に放棄することは、「強い愛国心をもつた忠良な臣民の忍び得ないところである」と論じ、時事新報は山東問題は「協定に依つて保障せられたる当然の權利を主張するに外ならざるが故に其理義に於て最も明に簡單にして決して他に對し無理難題を申立つるに非ざるなり」とその正当性を主張し、「東京朝日新聞」は、山東問題の運命が正に決せられようとしている今日、「国論眠るが如くんば、青島幾千の犠牲の靈を如何せんとする。在采幾多の人命と財幣とを費せる東洋平和の保障を如何せんとする」と国論が一致して日本全権の後援とならなければならぬとして世論の高揚に努めたのであつた。

- (1) 前掲小林論文「パリ平和會議と日本の外交」三七六—三七七頁 なお寺内前首相の山東問題に関する考え方については北村敬直編『夢の七十余年—西原亀三自伝』(昭和四〇年 平凡社) 一八八—一九〇ページ。
- (2) 小林竜夫編『翠雨荘日記—伊東家文書』(昭和四一年 原書房) 三二三—三三三ページ。
- (3) 同右三四〇ページ。
- (4) 西原亀三「巴里會議に於ける日支離隔の経緯」(『東洋経済新報』九六一号・大正一〇年八月一三日発行二〇六一—二〇九ページ) 前掲北村敬直編書二一九—二二一ページ。
- (5) 原奎一郎編『原敬日記』(昭和二六年 乾元社) 第七卷二四〇—二四二ページ。
- (6) 『中外商業新報』大正八年四月二七日社説「伊太利の脱退」。
- (7) 『時事新報』大正八年四月二十九日社説「日本の主張—其貫徹を期す可し」。
- (8) 『東京朝日新聞』大正八年四月二十九日社説「帝國最後の問題」。

パリ講和會議において、山東問題に対する日本の主張は、ほぼ受け入れられるに至つた。その経過はここで詳述することは避けるが、日本の主張貫徹を容易にした要因として次の三点をあげることが出来る。第一は、前述した三つの法的根拠が動かすべからざるものであつたこと。第二は、英、仏、伊などの大国が従来に行懸り上日本を支持したこと。第三は、中国に同情し、日本反対に廻ると見られたアメリカが、国際連盟を成立させるため、山東問題で日本に譲歩したことである。

さて、ここで北京の学生を中心とするいわゆる五四事件とこれに対する日本側の受取り方を見てみたい。日本の評価は大体学生の動きを「けしからぬもの」として受取つた。これは現地にいる「支那通」と呼ばれる日本人とて同じであつた。五四事件に関する一番早い通信の一つとして当時北京政府の軍事顧問として参戦軍の養成に當つていた坂西利八郎の五月一日付北京発（但し書かれたのは五月八日）の書簡をあげることが出来る。坂西はまず五四デモを暴動ときめつけ、その原因を「進歩派一派の煽動になるは明瞭」である、すなわち、当時の複雑怪奇な中国の官僚・軍閥・政党などの勢力争いの一つのあらわれと断定したのであつた。⁽¹⁾

日本の新聞論調を少し追つてみよう。東京朝日新聞は「支那学生の今回の政治運動を目して国民的自覚とし、支那又世界的進運に伴ひ軍国主義資本主義の排斥に定見を有すとすなが如き学究的解釈は之を政治の實際に應用するに尚相当の距離ありと謂ふべし」（「対支政策是非―日貨排斥無価値」大正八年七月一八日）とし、国民新聞などは「排日運動の裏面に伏在せる陰謀画策」の「奇怪なる事実」として、今回の排日運動の本部は、米国兵營の憲兵隊室があたり、一切の煽動又学生煽動の運動費中に欧州戦争救済会寄金」が流用されているとか、「米国大使館より支那人を通じて間接に是れに注入したる資金は、総額五五万元に達すと伝へらる」とか言つた報道を掲げ、またせつかく後援した孫文一派が過激派と接近したために、

アメリカ側が手を焼いているのは笑止千万であるなどとした（「排日の背後に―聊か毒蛇の感ある米國」大正八年六月二〇日）。さらに大阪毎日の社説は、「支那当局、或は一部の国民は、之を以て日本を苦しめ得べく、終に日本以外の強國の援助によりて其排日の要求を貫徹し得べしと思惟すならんが、此の如きは狂人の妄想のみ。……從來幾回支那人の排日の謬策たるを説破したるや知るべからず、而して今尚此の如し、……」（「支那の調印拒絶」大正八年五月一〇日）と論じ、中國が以夷制夷の政策をとるのは、「全亜細亞主義の基礎とすべき日支親善」の裏切りであり、再び「大亜細亞主義」にたつことを、「立國の精神」とする以外、他に道がないものと悟るべしとした。（「冷静なれ支那人」大正八年五月六日）。

また日本政府の見解は、一九一九年九月九日の原敬内閣の次のような閣議決定に示される。

「目下支那ニ於テ最モ勢力ヲ振フハ全國中等以上ノ各学校在學生ヨリ成立セル所謂學生團ナルカ是等學生ハ兎ニ角多少新智識ヲ有シ志操亦比較的純潔ナルヲ以テ其ノ努力ハ固ヨリ輕視スヘカラサルノミナラス我方ニ於テモ今後相當之ヲ考慮ニ入ルノ必要アリト認メラルルモ彼等ノ運動努力ハ彼等自身ノ發意ニ基クモノノ外林長民、熊希齡、汪大燮ノ如キ政治家ノ使囑乃至英米二國人ノ煽動ニ抛ルモノアルノミナラス其為ス処今日ニ於テハ尚排日ノ如キ消極的方面ニ偏シ支那復興ノ大宗旨タル一般政治改革ノ建設的範圍ニ指ヲ染メサルニ顧ミ國家ノ休戚ヲ負フノ抱負アルモノトハ断定シ難ク旁々帝國トシテハ差向キ彼等ノ努力ニ同情スル能ハサル次第ナル以上各國ノ等シク之ヲ認メテ中央政府乃至大統領ト為ス者ニ対シ公正ノ基礎ニ於テ借款ヲ為シ之ニ援助ヲ与フルコトヲ最モ得策ト信ス⁽²⁾」。このように政府の見解は、「我方ニ於テモ今後相當之ヲ考慮ニ入ルノ必要アリ」としながらも、五四運動をたかだか學生団の消極的な排外運動として受け取り、坂西の見解、あるいは新聞の見方と同じく、政府反対派あるいは英米といった第三者の煽動に帰そうとしたのであつた。原敬自身、民衆の動き、世論の力を藩閥勢力や元老を牽制する道具としては利用したが、民衆の自發性に対して不信任を有し、民衆運動は必ず少数者の煽動によつて起こるといふ考え方をとつていた。⁽³⁾ 自國の民衆に対する、こゝいつた日本の政治家の考え方は、五四運動に示

される中国の動き、同年三月京城に発生し全国に拡大した三一事件に象徴される朝鮮の動向に対する認識にそのままつながっていた。

内閣とは別に、参謀本部は五四運動の展開を、在華情報機関に命じて「支那ニ於ケル思想」「各国ノ对支施設経営ノ現況殊ニ欧戰休戦以來新ニ侵入シタル列強ノ勢力ト認ムヘキ施設」「本年五月以來ノ排日運動ノ為メ日本ノ被リタル影響」「支那ノ对外殊ニ対日感情」の四項目について中国各地の情勢ヲ調査させ、その結果を翌年三月『支那思想問題並対外特に対日感情』という文書にまとめた。報告は、北京、上海、関東、天津、青島、漢口から台湾にまで及んでいた。「青島報」は「吾人ハ今次ノ排日風潮カ支那青年ノ国民的自覚ニ基クモノニアラス又個々ノ支那人カ悉ク日本ニ対シ衷心ヨリ悪感ヲ懷クモノニアラスト信ス然ラハ今次ノ排日運動ヲ惹起シタル原因如何謂フ迄モナク之レ馮玉祥一派ノ野心政客カ輓近支那ニ於ケル社会ノ混乱、人心ノ腐敗、思想界ノ悪傾向ヲ利用セルモノニシテ之ヲ助長セルハ在支英米人ノ活動ナリ山東問題ハ思想ノ動揺最モ甚シキ青年ヲ駆テ其ノ雷同性ヲ燃上セシメタル導火索ニシテ青年ハ則チ爆彈トシテ利用セラレタルモノナリ」。「青島報」も閣議決定と同じく、第三者の煽動説を持ち出している。もう一つ注目すべきは、ロシア革命の影響、特にボルシェビキの宣伝活動との関連を指摘しているものがあることである。例えば「漢口報」は次のように言う。「上海ハ東洋ニ於ケル過激派ノ根拠地タルハ夙ニ世人ノ注目スル所ニシテ該派ハ這般排日問題ニヨリ民心ノ動揺甚シキニ乗シ逐次長江沿岸ノ地区ニ向テ宣伝ノ歩ヲ進メツツアルカ如ク又学生ノ排日運動ニ逐次転移シテ多少露国式過激臭味ヲ帶タル者アルニ至レリ：若シ支那ニシテ過激思想ノ巷ト化センカ我カ日本ニ影響スルコト極メテ大ナルヘシ果シテ然ラハ我当局タル者速ニ目下動揺シツツアル我國民思想ノ安定ヲ計ルト共ニ支那ノ慘禍ヲ未然ニ防遏スル為必要ナル政策ヲ採ルハ目下ノ緊要事タルヘシ」⁽⁴⁾

このように、日本は政府、新聞、軍部といったレベルでは、五四に対する第三者の煽動を力説し、その煽動者として、政府反対派、在華英米人、過激派をあげ、その動向を探ると共に、親日的な為政者を見分けてこれに援助を与えるのが得策で

あると考えたのであつた。ここに中国ナショナリズムに理解を示そうとするアメリカの見方⁽⁵⁾とは大きな差があつたのである。

民間には以上の動きと違つて、五四事件をはじめとする動きに理解と同情を示そうとする者があつた。それは吉野作造をはじめとする黎明会に結集した人々であつた。吉野は五四運動がはじまつてまもなく書いた「北京大学騒擾事件」において、五四を次のように評価した。それは第一に従来の排日運動と異なつて自発的であること、第二に確信的精神にもとづいて、その確信する目的を実現すべき肝要な事柄を正確に見定めていること、したがつて第三に單純に排日一点ばかりではなく、まず、内部の禍根を除こうとするのが主眼である。ただ採用した手段がひどく狂暴で排文明的なのは遺憾である。

……北京の学生運動は、旧式外交を否認して、公明合理的な国家政策を指導しようとする意図において、われわれと立場を同じくする。……日本が依然として、中国の軍閥、官僚を相手としている限り、国民的承認をうる外交成果をあげられない。……われわれはあくまでも人道主義にたつて、日華共存の根本主義より一切の対華政策を割り出すべきだ。……官僚、軍閥同士の親善は、えせの親善である。国民的親善は、中国の開明派諸君とともに、解決しなければならぬ宿題である⁽⁶⁾。吉野は、実際に東京、北京両大学の学生が提携交流の共同計画をたてるのを援助したりして、「北京大学騒擾事件」は、上海の『中華新報』さらに『東方雜誌』にも記載されたが、吉野らは少数意見であると同時に、稲葉岩吉といつた中国研究の専門家からも批判され、影響力が大きかつた⁽⁸⁾といふ難い。

(1) 百瀬弘「五四事件関係坂西利八郎書翰おぼえ書」(鈴木俊教授還暦記念 東洋史論叢 昭和三九年 大安所収)。

(2) 前掲外務省編書上 五〇三—五〇六ページ。

(3) 今井清一「政治指導者の思想的役割」(筑摩書房『近代日本思想史講座』五卷八三—八四ページ)。

(4) 野原四郎「アジアの歴史と思想」(昭和四一年 弘文堂) 九四—九五ページ。

(5) Warren I. Cohen, "America and the May Fourth Movement; the response to the Chinese Nationalism, 1917—1921" Pacific Historical

- (6) 『新人』一九一九年六月一日。
(7) Chow Tse-tsung, *The May Fourth Movement-Intellectual Revolution in China* (1960, Cambridge Mass.) p. 423, note 13.
(8) 稲葉の批判は当時の総合雑誌『太陽』に掲載されたが、後に『对支一家言』(大正一〇年)にまとめられた。

四

さて、パリ講和会議における山東問題の処理、これに対する中国側の激しい反応、中国の内争に加え、日本は列強の対華政策と歩調を合わせるといつた諸側面を考慮して対華政策を行わねばならなかつた。その経過を少しフォローして見よう。

日本は既に大戦中の一九一七年一月、外交方針について閣議決定を行つたが、その前提は日本の最大関心事は中国問題であり、満蒙の地位確保のみならず全中国において優勢な地歩を確保することを目的とするに至り、日本勢力の発展にとつて最大の障害はドイツであつてこれを排除することを急務とするというものであつた。そのため英露仏三国と共同して出来る限りの大打撃をドイツに与えてこれを抑圧することが最良であることが確認された。

第一次大戦の終結に伴い、西欧列強の極東への関心の増大が、戦争に乗じた日本の中国に対する独占的優位を脅威するに至ることは明白であつた。イギリス、フランスは戦争のために疲弊し、中国に新たに資本を投下する能力を欠いていたが、予想されるアメリカの大規模な資本攻勢にどう対処するかは特に日本にとつて重要な問題であつた。第一次大戦終了後の中国の情勢とアメリカの動向の関連についての根本的認識としては、「米国の大資本が将来支那に投下せらるるに至るべきは蓋し免れ難き大勢の帰趨なるを以て日本としては寧ろ進みて新借款に加わり対支投資に関する日米の協同を緊密ならしめ、欧米の資本的勢力を東洋の平和及彼我の公益に資する方向に導くこと最得策と認む」というもので、アメリカの巨大な資本攻勢に対抗することは日本の力を以てしては困難なので、これと同調し、幾分でも日本に有利な方向に導こうとするもので

あつた。五四事件が発生して直後の一九一九年五月一二日、パリにおいて日英米仏の銀行家が会議を開催して新借款団形式に関する基礎条件を討議し、次のような結論に達した。

(イ) 将来の借款事業および一切の現存借款契約ならびに借款選択権で公募されるものはすべて共同事業とする。但し企業(鉄道を含む)に関する契約および選択権でその事業がすでに具体的に進捗したものは除外する。

(ロ) 各国の団体はその所見しまたは管理する一切のこの種類の契約と選択権を借款団に提供する。

この結論は、前年の一九一八年一〇月のアメリカの新借款団組織に関する提議に基づいてなされたもので、単に中国に対する政治借款のみならず、実業借款まで借款団の共同事業とする点、現在すでに進行中のもの以外の契約および優先権を借款団に提供する点などは重大な意義をもつていた。日本においては、次の様に批評した。例えば実業借款の中の鉄道借款について言えば、「列国の鉄道計画の規模雄大なること而も我資金の十分豊潤ならざること等に顧み将来の鉄道借款は寧ろ新借款団の共同事業中に包含せしめ其手にて鉄道の開発を図り列国の鉄道政策を中和し、乃至我に不利を来すべき共同管理説を阻止すると共に、現在列国の関係ある広大なる支那一般鉄道に対しても我発言権を獲得することを有利とす」に示されるように、鉄道を共同事業にすることによつて、イギリスなどの支配する広大な鉄道網に割り込もうとしたのである。また優先権を放棄することについては、満蒙は除外した上で、山東省における日本の優先権は放棄するが、イギリスの揚子江流域、フランスの雲南、広西、広東地方の優先権を撤廃させ、その勢力圏を開放させようとしたのであつた。しかし、日本にとつてはそうするためには放棄し得る山東省の諸権益をドイツより無条件に獲得することが必要となり、山東確保の強硬な主張はこういつた観点からも推進されたのであつた。

こういつた日本の自己中心的な考えを政策に移すことに対し、列国は当然これを制肘する方策に出て来た。その牽制は、満蒙留保問題、山東問題に集約されるに至つた。満蒙問題について、米國銀行団代表ラモン(T. W. Lamont)は日本銀行

団の代表に対し「滿蒙は中国の重要な部分であつて之を借款団の範圍から除外しようとするようなことは到底容認出来ない」と通告し、米國政府もワシントン駐在日本代理大使に反対の意向を示した。英國も外相代理カーゾン (Earl Curzon) が珍田大使に滿蒙除外について頗る不滿であることを述べた。⁽⁴⁾カーゾンは日本の對華政策の利己的閉鎖的傾向を批判するに當つて、三月に朝鮮で發生した三一事件に対する日本の苛酷な弾圧を引き合いに出し、また中国における開放的政略の必要性を説くに當つて、イギリスが揚子江地方における勢力範圍の確保の方針を一変した実例を挙げて、説得しようとしたのであつた。これに対し日本は、外交調査会において討論を行い、滿蒙除外を必要としないとの論と除外論が対立したが、「先ず除外を主張し、出来るだけ除外の態度決定は延引させる」ことを採決した。⁽⁵⁾そして滿蒙除外に対してもつとも強硬に反対する米國に対しては「日本國民の滿蒙問題に対する感覺の極めて鋭敏なるは實際の政治問題として到底これを無視することが出来ず、この特殊な日本政府の立場をアメリカは十分同情をもつて諒解して欲しい」と國民感情を持ち出して訴えたのであつた。これに対しアメリカは、(一)日本を除いて、英、米、仏三国で借款団を形成する、(二)かつ三国借款団に対し中国から借款の優先権を付与するとの公文を取り付けることを極秘で工作した。⁽⁶⁾しかし日本が借款団に加入せず、独自の行動をとることに賛成出来ないイギリスの反対と、中国側の不同意によつてアメリカの対日牽制策は失敗に終つた。日本側から言えば、四國借款団の形成を遷延させ、滿蒙除外問題を棚上げにするという方策は一応成功したといつてよい。

山東問題については、英米は日本の山東における利権の範圍と内容を出来るだけ限定しようと努めた。そしてそのために日華間に締結された一九一五年および一八年の條約の効力に疑問があると表明した。こうした動きに対し、日本は内田外相の談として、講和條約批准後は速に膠州灣還付交渉を開始し、還付協定が成立すれば、膠州灣租借地および膠濟鐵道の守備隊は撤退すること、日本の保持しようとするものは、單にドイツに許された經濟上の特權に過ぎないことを宣明したのであつた。

- (1) 一九一九年五月二〇日閣議決定（外務省文書）。
- (2) 白井勝美「大正初期の中日関係」（京都大学『国史論集』昭和三六年）。
- (3) 田村幸策『最近支那外交史』中巻四〇一ページ。
- (4) Documents on British Foreign Policy 1919—39, First Series, Vol. 1, No. 429, No. 436.
- (5) 『原敬日記』第八巻二九一ページ。
- (6) Foreign Relations of the United States 1919, pp. 480—482.

五

日本の政府、新聞、軍部が五四運動を第三者の煽動に帰し、親日的な為政者を見わけてこれに援助を与えるのが得策であると判断したことは、前述したが、その線に沿つて選ばれたのが北京政府大總統徐世昌であつた。原内閣が表面上内政不干涉方針をとることによつてその進展を期待した南北両派の統一は捗らず、それに加えて、財政援助を断られた北方派政府は日本の出先軍部および官憲を動かして援助の復活を要求して来た。例えば在北京坂西少将から田中陸相宛に寄せられた秘密情報は、大總統の意中を語るものとして「北京政府の目下の財政状態は底を尽き、軍隊の給与なども少くとも三カ月支払えず、学生をはじめ各種団体の排日運動も今なお終熄せず、労働団体もまたこれに加入しようとし、各地軍隊にも少々不穏の動きがある。もしこのまゝ推移すれば、政府は遂に崩壊を免れない。よつてこの際何らかの方法で日本より救済を受けるの他ない」と伝えている。⁽¹⁾

こういつた状況下において、原内閣は表面上の内政不干涉方針の修正を行い、徐世昌を南北統一の主体としてこれに援助を与え擁立しようとするに至る。

さてこのようにして、一九一九年九月九日の閣議において内田外相から「中国においては南北の和平が未だに成立してい

ない。北京政府の財政は窮乏し、俸給すら三、四ヵ月支払うことができない、と日本に援助を求め、また親日派も切に依頼していることであるから、これを顧みないと将来の対華政策は絶望に帰するから此際中国の依頼を容れて四国借款団（日英仏露）に斡旋し、万一借款団が承諾しない場合、日本は隣邦で特殊の關係があるから日本が単独で貸与すべきである」との案が提議され、結局その方針に沿つて、「月額五〇〇万円を先づ一年を限つて貸与することを現四国借款団並にアメリカに提議し、成立しない場合は日本単独で貸与すること」の決定が、外交調査会および閣議で行われた。⁽³⁾ なお徐世昌個人に対する閣議の評価は次のようであつた。

徐總統は悪事を行つたり、日本を排斥したりする人物ではない。由来親日論者であつて、現在においては大總統として最適任者である。目下無力であつて排日運動を看過しているが、日本が徐またはその政府に対し希望に応じて適當の方法によつて、直接または間接に財政的援助を与える場合、中央政府の權威が向上し、中国がこれ以上不安定となることもないであろう。その結果日本に対する徐と北京政府の感謝の念も増し、中国における日本の地歩は固まるであろう。⁽⁴⁾

以上のような対華方針の転換は、原内閣においては、少くともその意図はあくまで寺内内閣の援段政策とはつきり区別がなされた。このことはたとえ内田外相が北京の小幡公使に宛ててとくに本件詮議の先決問題の一項目として「このように徐總統を中心とする方途に出る場合には事実上自然再び北方軍閥派を擁護するような結果に終ることはないか」⁽⁵⁾ について至急詳細な回答を求めていることからもうかがわれよう。結局、この財政援助再開については日本単独で行うことは見合わされ、列国（英仏露米）との協調が優先されて四国連合による借款供与を実現させたのであつた。その結果、日本はアメリカを含む新四国借款団への加入を図るに至つた。すなわち、原内閣下の日本においては、新借款団は經濟優先主義を可能にする足掛りと考えられたのである。こうして新借款団をめぐる米英仏各国との交渉は、前述したように日本が主張したいわゆる満蒙除外の留保条件をめぐつて難航したにも拘わらず、一九二〇年五月には遂にその妥結をみる事が出来た。⁽⁶⁾

このような経済主義的アプローチによる対華外交を可能にした要因として、(一)第一次大戦を機とする日本資本主義の飛躍的發展、特にヨーロッパの交戦国が戦争による荒廃から容易に世界市場に復帰出来なかつたに對し、日本は大戦終結による打撃を一九一九年四、五月頃に克服し、アメリカにおける好景気の持続と中国への輸出増進が刺激となつたこと、(二)外交一般に對する考え方の転換を促す状況が存在したことがあげられよう。この対華外交の分析に當つて原敬個人の考え方の反映を重視する見方には筆者は賛成し得ない。

以上述べた原内閣の対華政策は、それに伴う重大な前提すなわち、日本の在華既得權益、特に滿蒙權益の維持の線は確保しなければならなかつた。一九二〇年五月に解決した新借款団問題において、日本の滿蒙除外要求がほぼ認められたことは、原敬自身「此借款問題は随分長年月を費したるも、我に於ては滿蒙は我勢力範圍なりと漠然と主張し居たるに過ぎざりしものが、今日の借款団解決にて具体的に列国の承認を得たる事にて将来の爲め利益多しと思ふ」とその日記に書かせた程であつた。⁽⁹⁾

- (1) 前掲小林編書六八九ページ。
- (2) 『原敬日記』八卷三一九ページ。
- (3) 同右書八卷三二〇ページ、前掲小林編書六八四—六九〇ページ。
- (4) 前掲外務省編書上五〇四ページ。
- (5) 同右書上五〇三ページ。
- (6) 堀川武夫『極東國際政治史序説——二十一箇条要求の研究』(昭和三三年 有斐閣)三四六—三六四ページにこの間の交渉過程の詳細がある。
- (7) 揖西光速、加藤俊彦、大島清、大内力「日本資本主義の没落I」(昭和三五年 東大出版会 一七一—二〇ページ)。
- (8) 例えば、パリ平和會議に出発する牧野全権は「近時列国の形勢を觀察するに其の政府及人民間に漸く発達し、益々鞏固に結晶したる觀念は國際的に陰謀なり、術数を弄し他國を侵害せんとするが如き積弊を艾除せんとするに傾くものようである。……これ皆旧式外交より胚胎したる禍根であつて今日の新式外交は正大公明を旨とし、正義人道を重んずるにあつて、今や旧式外交は失敗し、新式外交は全勝を制せんとするの時

に当る」と発言し、原・内田もこれに好意的であつた（小林前掲編書三三四ページ以下）。

(9) 前掲『原敬日記』第八卷一三六ページ。

むすび

ここでははじめの問題提起に立ち返つてみよう。第一に、山東の日本にとつての価値は、(一)日本の資本主義にとつての経済的な価値ばかりでなく、(二)軍事的にも北京を制する要衝であつたこと、さらに(三)満蒙の既得権を固守するために代償として列国に対してその優先権を放棄するためにも山東は価値があつたことが指摘し得る。

第二に、山東問題の交渉に當つて日本側は中国側の反対を予想し得なかつたこと、しかしパリ平和会議における中国の反対は、かねて列国の諒承をとりつけ、かつ国際連盟の成立を優先させようとするアメリカの動きから、日本にとつては乗り切るのに比較的容易であつたこと、また中国国内の反対運動に対しては北京政府が弾圧してくれることを期待したのであつた。

第三に、五四事件にはじまる排日運動、中国ナショナルリズムについて、日本側は吉野作造など若干の例外を除いてこれを理解しようとせず、大部分の日本人は運動を表面的に受取り、第三者の煽動に帰したり、単に「ケンカラヌ」との態度で臨んだのであつた。

第四に、日本は列強の対華政策に対応して極めて巧妙に立ち廻つたといえるであろう。満蒙除外を列強から獲得し、新借款団に加わつたことは、日本の成功といえるであろう。

第五に、五四運動自体は日中関係にはさしたる影響を与えなかつたといえよう。日中関係の転換を促したのは中国内部の動きよりも、第一次大戦後活発となつた列国、殊にアメリカの活動、日本資本主義の変貌、外交に対する考え方の変化……

といった中国外の要因が主である。要するに中国をめぐる国際関係の変動によるといえよう。